

配合飼料価格安定制度加入の皆様

福島県による配合飼料価格高騰対策の御案内 (令和7年度 畜産配合飼料価格高騰対策事業)

○配合飼料価格の高騰対策としては、民間（畜産経営者と配合飼料メーカー）の積立による「通常補填」と、異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」（国と配合飼料メーカーが積立）の二段階の仕組みにより、畜産経営者に対して補填を実施する「配合飼料価格安定制度」が実施されています。

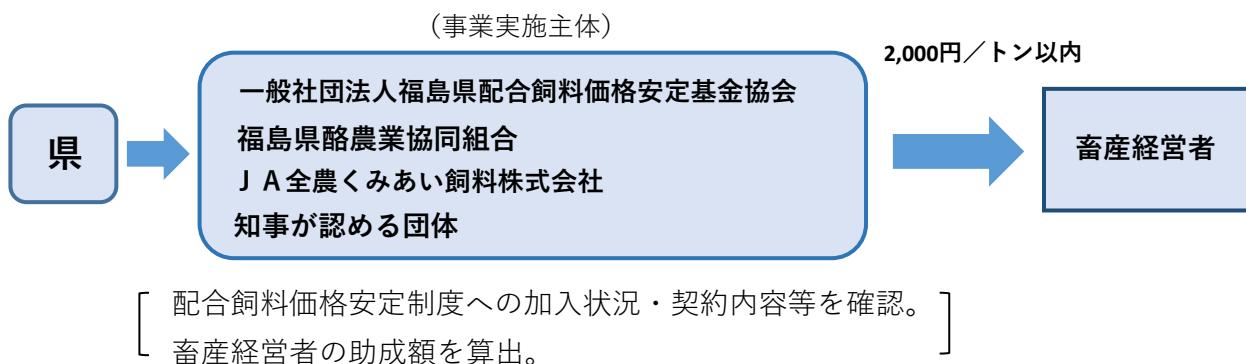
○配合飼料価格が高騰しており、配合飼料価格安定制度による補填があっても、畜産経営者の実質負担が増していることから、福島県では、負担増額の一部(2,000円／トン以内※)の補助を今年度も実施します。

※配合飼料価格の動向により四半期ごとに補助単価を算定します。

○補助対象期間は令和7年度第1四半期～第4四半期分になります。

○配合飼料価格安定制度基金窓口団体からの連絡に従い、申請手続きを進めてください。

【事業イメージ（補助金の流れ）】



本件に関するご質問等は契約手続きを実施している下記の配合飼料価格安定制度基金窓口団体までお問い合わせください。

一般社団法人福島県配合飼料価格安定基金協会 (024) 521-1764
福島県酪農業協同組合 (0243) 33-1101
JA全農くみあい飼料株式会社南東北支店 (024) 941-0825
(または、最寄りのJAの配合飼料価格安定制度窓口へ)
福島県農林水産部畜産課 (024) 521-7364

令和7年度 畜産配合飼料価格高騰対策事業 一問一答

助成対象者は？

○令和7年度に配合飼料価格安定制度に加入している畜産経営者で、配合飼料価格安定制度基金窓口団体を通して加入状況が確認された畜産経営者です。

助成額は？

1トンあたり**2,000円**以内です。※四半期ごとに補助単価を算定します。
助成対象期間・助成対象数量は令和7年度第1四半期～第4四半期で、令和7年度契約数量と購入数量のいずれか低い数量です。なお、他県から同様の支援を受けた数量、特定家畜伝染病発生により支援を受けた数量は助成されません。

助成の要件は？

○以下の全てを満たすことを要件としています。
(1) 配合飼料価格安定制度基金窓口団体を通して、加入状況等が確認された畜産経営者であること。
(2) 申請時点等を含めて畜産業を継続する畜産経営者であること。

助成を受けるための必要書類は？

○指定の誓約書・助成金交付申請書を配合飼料価格安定制度基金窓口団体へ提出してください。

助成の方法は？

○金融機関の口座への振り込みでお支払いします。原則、配合飼料価格安定制度の補填金の振込口座への支払いとします。

注意事項

○本事業で収集した個人情報は本事業を実施する以外に使用することはありませんが、福島県の検査等で開示しなければなりませんので、予め御了解ください。